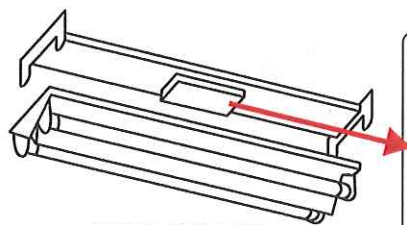


# 高濃度PCB使用安定器は 2021年3月31日までに処分を!

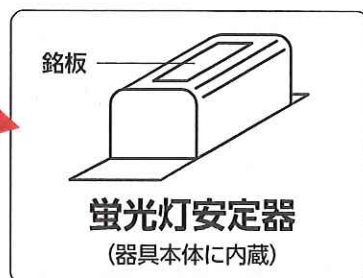
## PCBとは

PCBは電気機器用の絶縁油や各種工業における加熱・冷却用の熱媒体、感圧複写紙などに利用されてきました。

しかし、人体に有害であることが判明したため、現在は新たな製造が禁止されています。



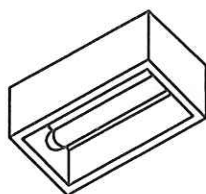
蛍光灯器具  
(オフィス・教室用等)



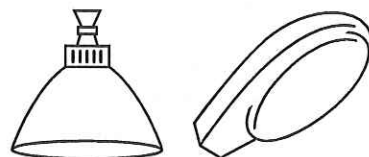
## 安定器とは

安定器は電灯のちらつきを抑えるために照明器具に設置された装置のことです。

装置内に内蔵されたコンデンサーに使用されている巻紙のすき間に数十g程度のPCB油が含浸されているものがあります。



低圧ナトリウム灯器具  
(トンネル用)



水銀灯器具  
(高天井用・道路用)

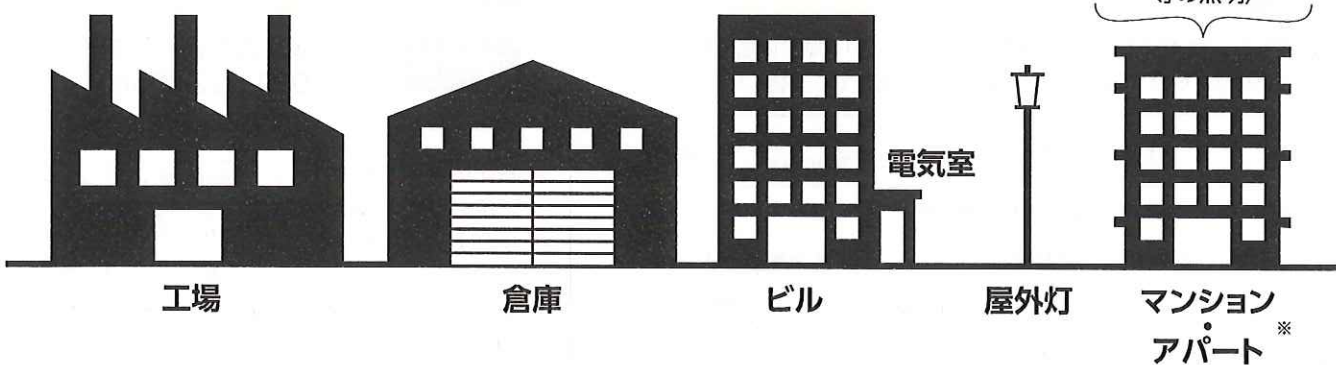
## PCBはこんな場所に?

※対象の建物をお持ちの場合は裏面へ!

**【対象】1977年(昭和52年)3月までに建築・改修された事業用の建物**

※一般家庭用の蛍光灯等の安定器にはPCBが使用されたものではありません。

※対象外の建物であっても、過去に回収された安定器が電気室や天井裏等に残置されていた事例がございますのでご注意ください。



福岡県内の高濃度PCB使用安定器については、法律で2021年3月31日までに処分委託することが義務付けられており、期限を超えた場合は罰則の対象となります。詳しくは下記ホームページをご確認ください。

【環境省HP】 <http://pcb-soukishori.env.go.jp/>

【福岡県HP】 <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/pcb.html>



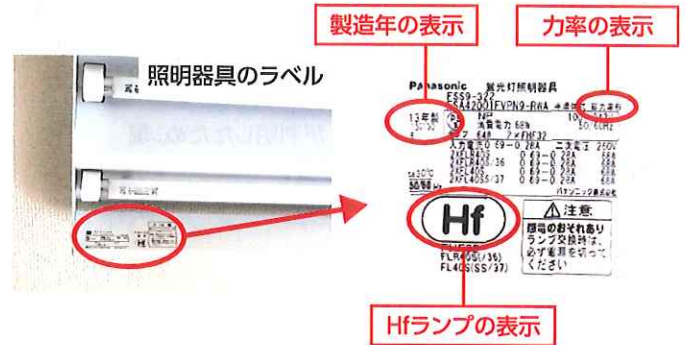
# 高濃度PCB使用安定器の処分に必要な手順



## 1 確認 ～PCB使用の有無の判別方法～ ※点検作業は感電の恐れがありますので電気工事士の資格を有する電気工事業者等に依頼してください。

### ① 照明器具のラベルで判断 (※改造や修理で内部の安定器が交換されている場合は注意が必要です。)

1. 製造年が1973年以降の蛍光灯器具はPCB不使用
2. Hfランプ使用の表示のある蛍光灯器具はPCB不使用
3. 低力率型 (85%未満) はPCB不使用
4. メーカーへの問い合わせ



(ラベルは一例です。すべてのメーカーに記載されているとは限りません。)

### ② 照明器具内の安定器の銘板で判断

1. 製造年が1956年以前及び1973年以降の安定器はPCB不使用
2. インバータ (電子) 式安定器はPCB不使用
3. 低力率型 (85%未満) はPCB不使用
4. メーカーへの問い合わせ

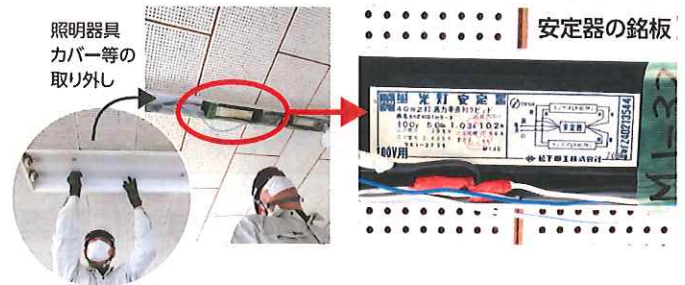
※「NO PCB」または「PCBは使用していません」という記載があればPCB不使用

力率は、銘板に記載の電気特性等から算出できる場合があります。詳しくは日本照明工業会HPへ。

日本照明工業会HP

<http://jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>

(メーカーの連絡先等についてもこちらをご参照ください。)



## 2 届出について

高濃度PCB使用安定器を保管もしくは使用している場合は届出が必要となりますので、下記保健福祉環境事務所までご連絡ください。

保管または使用場所	保健福祉環境事務所	連絡先
筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川市	筑紫	(092)513-5612
古賀市、宗像市、福津市、中間市、糟屋郡、遠賀郡	宗像・遠賀	(0940)36-6322
直方市、宮若市、飯塚市、嘉麻市、田川市、鞍手郡、田川郡、桂川町	嘉穂・鞍手	(0948)21-4812、3、4
小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、大刀洗町	北筑後	(0942)30-1058
柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、大木町、広川町	南筑後	(0943)22-6964
行橋市、豊前市、京都郡、築上郡	京築	(0930)23-2380

## 3 処分について

処分先 JESCO※北九州PCB処理事業所  
Tel. 093-522-8588

※JESCO:中間貯蔵・環境安全事業株式会社

右記の対象者は処分費用の軽減措置制度が設けられています。

対象者	軽減率
中小企業者等	70%
個人	95%

※適用条件等詳細はJESCO中小軽減担当 (0120-808-534) にお問い合わせください。

その他支援制度については環境省HP (<http://pcb-soukishori.env.go.jp/support/>)、もしくは下記福岡県HPをご参照ください。

PCB全般に関する相談窓口 (平日10:00~17:00、平成31年3月29日まで)  
公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 0120-985-007 (email: pcb-info@sanpainet.or.jp)



(詳しくは福岡県ホームページまで) <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/pcb.html>

福岡県環境部廃棄物対策課計画指導係 TEL:092-643-3363

届出等のお問い合わせは上記の保健福祉環境事務所連絡先をご参照ください。

(北九州市・福岡市・大牟田市・久留米市に事務所がある場合は各市役所にお問い合わせください。)